

## 西海市浄化槽設置整備事業についてのお願い

- ① 放流先の確認と協議は設置届提出前に済ませてください。
  - ・敷地内のます・排水管に接続する場合は、敷地外の接続先を確認
- ② 実情に添った人員算定を行ってください。
  - ・一定の要件及び条件を満たせば、算定人員を7人から5人に変更可能
- ③ 設置届受付から審査期間（受付日含まぬ10日）経過後に補助金申請書を提出してください。
  - ・事前預かり不可
  - ・郵送可（設置届受付から審査期間経過後以降の発送）
- ④ 申請者と補助金事業に関する打合せを十分に行ってください。
  - ・完成検査時の立会い
  - ・申請者が所持する保守点検契約書の写しの提出
- ⑤ 浄化槽設備士が現地で監督のもと、施工要領書・仕様書・浄化槽工事の技術上の基準などの諸法令を守って工事を行ってください。
  - ・安全第一
  - ・基礎コンクリート養生期間
- ⑥ 完成届に完成図面を添付してください。
  - ・浄化槽、間取り（水回りの位置）、配管、ます、トラップ、通気管、ブロワ、放流先を明記
- ⑦ 施工及び完成写真は西海市が示した項目ごとの撮影を行ってください。
  - ・浄化槽設備士の現地写真（着工前、本体据付、竣工）
  - ・埋戻し前の状況
- ⑧ 工期を延長する場合は変更承認申請書を提出してください。
  - ・完了予定日の10日前までに提出
- ⑨ 申請書の受付は1月末、完成届の提出は2月末までに行ってください。
  - ・1月中旬までに設置届を提出